

資料編

第二次霧島市総合計画の策定経過	140
霧島市総合計画策定条例	141
第二次霧島市総合計画策定委員会設置要綱	141
諮問・答申	142
霧島市総合計画審議会委員名簿	143
第一次霧島市総合計画のふりかえり	144



第二次霧島市総合計画の策定経過

2016 (平成 28) 年 7 月 4 日
第 2 回霧島市行政経営会議

- ・計画策定の必要性について

2016 (平成 28) 年 7 月 11 日
第 1 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・策定体制、策定スケジュール、策定方針について

2016 (平成 28) 年 7 月 19 日
第 2 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定根拠条例の制定に関する論点整理について

2017 (平成 29) 年 1 月 17 日
第 1 回霧島市総合計画審議会

- ・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、計画策定の基本的な考え方
市の現状について

2017 (平成 29) 年 1 月 31 日
職員ワールドカフェ

- ・参加者数：56 人 (採用 10 年目以下)
・市の魅力、理想の未来像、自分たちにできること

2017 (平成 29) 年 2 月 12 日
KIRISHIMA みらいカフェ

- ・参加者数：73 人
・市の魅力、理想の未来像、自分たちにできること

2017 (平成 29) 年 3 月 30 日
第 2 回霧島市総合計画審議会

- ・市外からの転入及び市外への転出状況について
・基本構想策定の方向性について
・今後の市民参画について

2017 (平成 29) 年 4 月 17 日～5 月 12 日
市民意識調査

- ・対象：18 歳以上の市民 2,200 人
・回収率：40.0%

2017 (平成 29) 年 5 月 21 日
第 1 回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：39 人
・市が未来に向けて取り組むべきこと、市の強み、未来のまちの姿

2017 (平成 29) 年 6 月 18 日
第 2 回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：29 人
・今後 10 年で優先的に取り組むべきこと、分野別の市の将来像、自分
たちにできること

2017 (平成 29) 年 6 月 30 日
第 3 回霧島市総合計画審議会

- ・市民意識調査の概要について
・10 年後の将来像について

2017 (平成 29) 年 7 月 3 日～7 月 19 日
施策別分科会

- ・第一次霧島市総合計画の検証

2017 (平成 29) 年 7 月 4 日
第 3 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・目標人口について
・計画期間について

2017 (平成 29) 年 7 月 8 日
第 3 回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：47 人
・今後 10 年間で優先的に取り組むべきこと、分野別の市の将来像、
自分たちにできること

2017 (平成 29) 年 7 月 11 日
第 4 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本理念、10 年後の将来像、政策体系について

2017 (平成 29) 年 8 月 17 日
第 5 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・目標人口、総合計画の全体構成について

2017 (平成 29) 年 8 月 24 日
第 6 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・成果指標の現状及び課題、施策体系構築の方向性について

2017 (平成 29) 年 9 月 28 日
第 7 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・成果指標の設定等に関する基本方針、10 年後の将来像、施策体系に
ついて

2017 (平成 29) 年 10 月 13 日～11 月 2 日
第二次霧島市総合計画前期基本計画策定部会

- ・基本計画策定シートの策定

2017 (平成 29) 年 10 月 23 日
第 8 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定の趣旨等 (序論)、基本構想 (素案) について

2017 (平成 29) 年 11 月 16 日
第 9 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定の趣旨 (序論)、基本構想 (素案)、成果指標について

2017 (平成 29) 年 12 月 4 日
第 10 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本構想 (素案) について

2017 (平成 29) 年 12 月 8 日～12 月 28 日
市民意識調査

- ・対象：18 歳以上の市民 2,200 人
・回収率：39.0%
・成果指標現状値の把握

2017 (平成 29) 年 12 月 12 日
第 4 回霧島市総合計画審議会

- ・第二次霧島市総合計画の諮問、基本構想 (素案) について

2017 (平成 29) 年 12 月 13 日～2018 (平成 30) 年 1 月 9 日
パブリック・コメント (基本構想)

- ・意見：1 件 (1 人)

2018 (平成 30) 年 1 月 12 日
「霧島市総合計画策定条例」議決、同日施行

2018 (平成 30) 年 1 月 15 日
第 5 回霧島市総合計画審議会

- ・基本構想 (素案)、基本計画の概要について

2018 (平成 30) 年 1 月 23 日
第 6 回霧島市総合計画審議会

- ・基本構想 (素案)、基本計画について

2018 (平成 30) 年 1 月 26 日
第二次霧島市総合計画基本構想の答申

2018 (平成 30) 年 1 月 26 日
第 11 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・パブリック・コメント及び答申の報告、基本計画について

2018 (平成 30) 年 1 月 31 日
第 12 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本計画 (素案) について

2018 (平成 30) 年 2 月 8 日
第 13 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本計画 (素案)、重点プロジェクトについて

2018 (平成 30) 年 2 月 19 日～3 月 13 日
パブリック・コメント (前期基本計画)

- ・意見：11 件 (1 人)

2018 (平成 30) 年 2 月 27 日
第 7 回霧島市総合計画審議会

- ・基本計画について

2018 (平成 30) 年 3 月 14 日
第 8 回霧島市総合計画審議会

- ・第二次霧島市総合計画前期基本計画の答申

2018 (平成 30) 年 3 月 20 日
第 14 回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・パブリック・コメント及び答申の報告、基本計画について

2018 (平成 30) 年 3 月 27 日
「第二次霧島市総合計画基本構想」議決 (同日付けて基本構想策定)

2018 (平成 30) 年 3 月 27 日
「第二次霧島市総合計画前期基本計画」を策定



霧島市総合計画策定条例

霧島市条例第1号
平成30年1月12日

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する諮問を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じ、その実施状況について公表するものとする。

(設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市総合計画審議会条例の廃止)

2 霧島市総合計画審議会条例(平成17年霧島市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の霧島市総合計画審議会条例第2条第2項の規定により任命された霧島市総合計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

第二次霧島市総合計画
策定委員会設置要綱霧島市告示第188号
平成28年7月4日

(設置)

第1条 第二次霧島市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、霧島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想案及び基本計画案の調整及び決定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部を担任する副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、他の副市長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第5条 委員会に、総合計画の分野ごとに専門的な調査、研究及び検討を行う分科会を設置する。

2 分科会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月4日から施行し、総合計画を策定した日に、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育長、総務部長、企画部長、生活環境部長、保健福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、水道部長、教育部長、議事事務局長

諮問

企第 33 号
平成 29 年 12 月 12 日

霧島市総合計画審議会
会長 福永 洵 様

霧島市長 中重 真一

霧島市第二次霧島市総合計画（素案）について（諮問）

第二次霧島市総合計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

基本構想答申

平成 30 年 1 月 26 日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市総合計画審議会
会長 福永 洵

第二次霧島市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成 29 年 12 月 12 日付企第 33 号で諮問のあった、第二次霧島市総合計画基本構想（素案）について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

1 総合計画の策定の趣旨に関する事項

- ① 本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、人口の自然増や社会増への的確な対応を図ることは喫緊の課題である。「霧島市ふるさと創生総合戦略」をリーディングプランとして位置付け、これまでの議論を踏まえ策定された点は、重みのあるものとして受け止められる。同戦略を踏まえ、特に、本市から近隣市への転出状況について、適確に状況把握及び分析等を行い、多様化する市民ニーズ等を踏まえた、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策を講じること。
- ② 「KIRISHIMAみらいカフェ」をはじめとした市民参画など、市民意見の反映に努めたことは、これからの協働・連携の推進に先鞭をつけるものである。今後は、学生や主婦など多くの年齢層の参加を働き掛け、幅広い意見を引き出していくとともに、小・中学校・高校の教育の場で霧島市の問題点について教師・生徒が考える授業を設けるなど、新たな展開を図ること。
- ③ 行政経営の視点に立ち、行政の責任及び財政的裏付けを柱に立てられたことは評価に値するが、計画が真に生きたものとなるよう、実施に当たっては、各施策の的確な状況把握に基づく各面からの評価を行うこと。また、社会情勢の変化及び市民の意見等を踏まえ、計画期間中においても、適宜見直しを行うなど、適正な進捗管理を行うこと。
- ④ グラフやデータなど具体的な数値を示すなど、市民にわかりやすく、かつ、説得力のある計画になるよう十分配慮するとともに、市民一人ひとりにとって身近な計画となるよう、市民への周知・啓蒙に力を注ぐこと。

2 基本構想（素案）に関する事項

(1) 基本理念

- ① 「人と自然・歴史・文化がふれあう都市」に込められた思いについては、「自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを通じて価値を再認識し、次世代へ引き継いでいく」といった視点を取り入れること。
- ② 市民一人ひとりが観光客に対しておもてなしの心を持ち、「観光立市」の意識を持つといった視点を取り入れること。

(2) 将来像

まちづくりの基本は“人”であり、あるべき将来像に対し、市民がどのような意思を持ち、どのような負担を覚悟していくかが重要である。そのため、市と市民との「しんらい」関係の更なる強化を図り、「きょうどう」による取組が促進されるよう努めること。

(3) 基本方針（政策）

ア 政策 1 にぎわい 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

- ① 農業は、農地放棄などに見られるように、その担い手不足が危惧されるため、農業の育成、特に、若者就農への政策に積極的に取り組むこと。
- ② 世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活や価値観の理解を深める世代交流の促進が、市に「賑わい」をもたらすため、特に、若者の就職支援に積極的に取り組むこと。
- ③ 運転免許証自主返納者の増加等に伴い、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であることから、公共交通の便数を確保するとともに、利用者増に向けた具体的な施策を講じること。
- ④ 中心市街地や商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、買い物やすく、買い物に訪れなくなる、賑わいのあるまちづくりに取り組むこと。
- ⑤ 「霧島茶」のブランド化やご当地食材を使用した「限定メニュー」の開発を推進するとともに、官民一体となった販路開拓・販売促進に取り組むこと。
- ⑥ 外国人観光客や個人、小団体による旅行形態に対応するため、主要な交通拠点である空港や駅からの二次アクセスの充実を図るとともに、施設等のユニバーサルデザイン化や多言語表記による案内板の設置、Wi-Fi 及び超高速ブロードバンド環境の整備に取り組むこと。
- ⑦ 若者の転出者が増えている要因の一つとして、市内には、進学・就職できる業種が限られていることが挙げられる。若者は、興味のある職に就くことを望んでいるため、美容・服飾系など、若者受けする業種の誘致に積極的に取り組むこと。
- ⑧ 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、様々な分野と連携した複合的な取組が求められることから、事業者やハローワーク等の関係機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組む様々な主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じること。

イ 政策 2 暮らし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり

- ① 生まれ育った愛着のある土地で暮らし続けられるよう、中山間地域の活性化に積極的に取り組むなど、地域間格差の解消に努めること。
- ② スマートフォン用の「ごみ分別促進アプリ」「さんあーる」は、非常に便利である一方で、市民の認知度が低いことから、十分な周知・広報に取り組むこと。
- ③ 市中心部の交通渋滞緩和のため、積極的な道路整備を行うとともに、交通事故の撲滅を目指す、道路事情の改善に取り組むこと。
- ④ 昨今の働き方改革等により、今後、さらに、都会から自然豊かな山間部への移住を希望する方が増大すると予想されることから、特に、潜在的に移住に関心がある方のニーズを的確に把握し、効果的な施策を展開すること。
- ⑤ 大規模災害時に人的被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携して大規模な防災訓練を実施するなど、防災意識を市民に根付かせる取組を行うこと。
- ⑥ 全国的に、都市公園や高速道路のサービスエリアなどでドッグランの整備が進められている状況等を踏まえ、ペットと暮らしやすいまちづくりを推進すること。
- ⑦ 犯罪防止に配慮した環境整備や地域の防犯力を高める取組への支援を強化することにより、犯罪の少ないまちづくりを推進すること。

ウ 政策 3 やさしさ 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり

- ① 若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるよう、就学前の子どもやその親同士がコミュニケーションを図ることができる「つどいの広場」の充実など、子育て支援に積極的に取り組むとともに、効果的かつ広域的に周知・広報活動を展開すること。
- ② 地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、高齢者をはじめとする全世代が参加できるイベントを開催する等、「地域における支え合いの心」の醸成を図ること。

エ 政策 4 はくくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり

- ① グローバル化の激しい進展の中、霧島市の発展を支えていく人材を育成するため、学校だけではなく、家庭・地域が連携し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の創出に向けた取組を展開すること。
- ② 子どもたちや保護者に地元企業の良さが知られていない状況を踏まえ、教職員の企業見学会、職場体験や地元企業のリーダー等と意見交換できる授業を設けるなどの取組を積極的に展開すること。
- ③ 市内の高等教育機関との連携・協力の下、専門性・ニーズの高い分野に関する新たな学科の設置など、若者が市外に出ることなく、地元で学べる環境整備に努めること。
- ④ 政策名の「社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」の前半部分は、「個人」に着目したフレーズであり、市の政策としては、個人より“みんな”を重視すべきである。また、市の将来を担う人材を育成するといった視点も必要である。これらを踏まえ、例えば、「生涯を通じて学び合い、地域社会をつくる自治力を育むまちづくり」への変更を検討された。

オ 政策 5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり

- ① 市民一人ひとりが、地域の素晴らしさに気づき、愛着を感じることができるよう、市民・事業者等と一体となった効果的なシティプロモーションを展開すること。
- ② 地域には、様々な得意分野を持った多様な人材が存在している。それらの人材を発掘・活用し、地域課題の解決に向け住民同士の自主的な活動を促進すること。

カ 政策 6 しんらい 信頼される行政経営によるまちづくり

- ① 市の施策や取組を分かりやすく丁寧に伝えることで、市民からの信頼、さらには、協働のまちづくりに繋がるため、積極的な情報開示を行うとともに、市広報誌のみならず、より効果的な情報伝達に取り組むこと。
- ② 市職員一人ひとりが市民の声に耳を傾け、積極的な姿勢をもって行政経営に取り組むこと。
- ③ 政策効果の乏しい事務事業の見直しや廃止を行うことで、真に必要な成果向上余地の高い事業を重点化するなど「選択と集中」を図ること。

(4) 目標人口

高い目標人口は、市の姿勢として好感が持たれ、「市民の意欲」に繋がるものと考えられる。目標人口の達成に向けて、中長期的な視点に立ち、子どもを産み育てやすい環境整備を行い出生数の増加につなげるとともに、魅力ある働き場所を確保し、若い世代の1J1Uターンによる流入促進と、地元就職による流出抑制の取組を積極的に展開すること。また、市民はもとより、移住を検討する方のニーズを的確にとらえ、施策の重点化を図りながら、時代を先取りした効果的な施策の展開を図ること。



基本計画答申

平成 30 年 3 月 14 日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市総合計画審議会
会長 福永 洵

第二次霧島市総合計画前期計画基本計画（素案）について（答申）

平成29年12月12日付け企第33号で諮問のあった、第二次霧島市総合計画前期基本計画（素案）について、別紙のとおり答申いたします。

なお、同計画の推進に当たり、市民と行政が共に同じ目標に向かって取り組むべく、これらの意見を十分に尊重されるよう要望します。

別紙

1 政策1「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」関連施策

- ① 市民の潜在的な創業ニーズに対応するため、霧島市創業支援センターの周知・広報を強化すること。
- ② 中心市街地外への大型商業施設の進出や電子商取引等の消費者購買動向の多様化等により、中心市街地の集客力が低下しているため、国分駅及び準人駅の交通拠点としての優位性を最大限に活用し、駅周辺の商店と市民等がふれあえる温かい商店街の創出に努めること。
- ③ 高校卒業時の地元就職率の向上を図るため、教育機関との連携を強化し、地元企業周知のための説明会など、具体的な取組を展開すること。
- ④ 本市に進出している企業は圧倒的に製造業が多く、地元就職を考える生徒の数は限られてくるため、工業用地の確保など企業立地の更なる推進を図るとともに、幅広い業種を誘致し、多様な人材が地元で働きたいと思える環境を構築すること。
- ⑤ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今後更に増加が見込まれるイスラム教徒観光客への対応や本市特産品等のイスラム圏への輸出を促進するため、ハラル市場の開拓や認証取得を推進するなど、農林水産業の稼ぐ力の向上に向けた、新たな施策を展開すること。
- ⑥ 世界を視野に入れた観光プロモーションや受入態勢の充実を図るとともに、地域資源の更なる掘り起し等を通じて、魅力ある観光地づくりを推進すること。
- ⑦ 「霧島ガストロノミー推進協議会」との連携により、本市の食文化を国内外に発信し、「食」を観光資源に育てることにより、地域経済への波及効果を高めること。
- ⑧ JRの減便は沿線住民の日常生活の維持や旅行者の移動に重大な影響を及ぼすことから、県、関係市町及び沿線地域等と連携して、利用促進の対策を講じること。また、JR利用者の声を的確に把握し、JR九州に対し、利便性の向上を図るためのダイヤ改正・スピードアップ等輸送サービスの改善について要望活動を行うこと。

2 政策2「みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり」関連施策

- ① 将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、今後も適切な施設管理や運転管理を継続していくこと。また、積極的な広報活動等により、「霧島が誇るおいしい水」を広くPRすること。
- ② ICTは、市民生活に必要な不可欠な基盤であり、地域の産業基盤の強化や移住促進に資するものであり、今後更に、ICTが果たすべき役割は増大していくことが見込まれることから、超高速ブロードバンドの公的整備を推進すること。
- ③ 市営住宅の老朽化が進み、空き部屋等が増えている状況等を踏まえ、特に、中山間地域の市営住宅の改修を積極的に行い、同地域における人口減対策を図ること。
- ④ 住宅建設ニーズが増加している状況等を踏まえ、市内中心部の一団の農地については、農業振興の視点に配慮しつつ、将来を見据えた土地利用策を検討すること。
- ⑤ 利用者のニーズを踏まえた公園施設の整備に取り組むとともに、ボランティア活動の促進を図るなど、市民との協働による維持管理に努めること。
- ⑥ 地域と連携して空き家の把握に努めるとともに、市が、空き家を一括して借り上げて、誘致企業の社宅への活用や市営住宅への転用を図るなど、新たな視点による取組を検討すること。
- ⑦ 災害への対応力を高めるため、地区自治公民館等との連携の強化を図ること。

3 政策3「誰もが支えあいがながら生き生きと暮らせるまちづくり」関連施策

- ① 管内搬送率の向上に向け、24時間体制の確立を目指すなど、市立医師会医療センターの機能充実を図ること。
- ② 希望する条件の保育施設がないため、仕方なく希望とは違う施設に預けている「潜在的待機児童」の解消に向けて、働きたいが条件が合わずに勤労できずにいる「隠れ保育士」の発掘や保育施設等とのマッチングを行うなど、「真の多様なニーズに合った保育の充実」に向けて調査・研究を行うこと。
- ③ 身近に頼れる人がいない中で子育てをしている若い親たちは、子育てに大きな不安を抱えている。乳幼児期から思春期頃までの発達に関する知識を持つことは、子育て不安の改善に繋がるため、保育・教育施設と連携して「親への支援策」を講じること。
- ④ 多忙による親子関係の希薄さからくる子どもの心理的な問題など、「子どもの育ちの立場に立った支援策」を講じること。
- ⑤ 高齢者が自立して健康で生きがいをもって過ごすために、施設面の改良や利用料の無料化など、各種公共施設を利用しやすい環境を構築すること。
- ⑥ 市立養護老人ホームの老朽化対策を講じるなど、高齢者の安定した居住の確保を行うとともに、高齢者を包括的に支援していくため、地域と連携して、地域での居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実を図ること。
- ⑦ 学校と連携し、子どもの頃から、ノーマライゼーションやインクルージョンの理念の定着を図る教育を推進すること。

4 政策4「社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」関連施策

- ① 総合計画の推進に当たっては、市民とともに考え、共有し、行動することが肝要であることから、「地域課題解決の学習を通じた地域づくり」の視点を盛り込むこと。
- ② 市民が、生涯の学びを通じて自己実現を図ることができるよう、多様なニーズに即した学習機会の提供に努めること。
- ③ 地域に残されている有形・無形文化財の適切な保存を図るため、郷土芸能保存会等に対する必要な支援策を講じること。
- ④ 2020年の第75回国民体育大会の開催を見据え、各種関係団体等と連携して、市民のスポーツ熱を高める取組を展開すること。

5 政策5「市民とつくる協働と連携のまちづくり」関連施策

- ① 自治会への加入は、市民がまちづくりに参画する第一歩であるため、自治会に加入した場合のメリットを広報するなど、自治会加入率の向上に向けた取組を行うこと。
- ② 人口減少やライフスタイルの多様化、地域における連帯感の希薄化などにより、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見受けられるため、自治会の合併をはじめとして、地域課題の解決活動を推進していく住民自治の組織手法を検討していくこと。
- ③ 第二次総合計画に掲げる将来像の実現のためには、市民一人ひとりが意識して行動していくことが必要であるため、まちづくりを実践する人材の育成に努めるとともに、市民と行政との協働を一層推進すること。

6 政策6「信頼される行政経営によるまちづくり」関連施策

- ① 信頼される行政経営を進めるに当たっては、市政に対する市民の関心を高めることが重要であることから、行政運営に関する情報を適切なタイミングで分かりやすく発信すること。また、行政の信頼性や透明性を高めるため、積極的な情報公開や市民の意見を行政運営に反映させること。
- ② 地域の魅力向上や交流人口の拡大に資するため、各種イベントの開催に当たっては、開催日時の調整や参加者の動線を踏まえた会場選定に努めること。
- ③ 社会情勢や市民ニーズを的確に把握し、特定の分野・領域を選び、そこに人材や資金などの資源を集中的に投入するなど、「選択と集中」による行財政運営を行うこと。

霧島市総合計画審議会委員

	氏名	所属団体等	備考
1	宮本 順子	教育委員	
2	中村 和志	霧島市農業委員会 会長	
3	鎌田 善政	霧島商工会議所 会頭	
4	福永 洵	(福)霧島市社会福祉協議会 会長	会長
5	福原 平	霧島市自治公民館連絡協議会 会長	
6	中條 秀二	あいら農業協同組合代表理事組合長	
7	鈴吉 美絵	(公社)霧島青年会議所 副理事長	
8	岩橋 恵子	志学館大学法学部教授	副会長
9	古田 智基	第一工業大学工学部 建築デザイン学科教授	
10	松元 純子	霧島市ふるさと創生有識者会議委員	
11	西田 莉乃	第一工業大学工学部 建築デザイン学科学生	
12	若松 洋子	第一幼児教育短期大学 講師	
13	高橋 明日香	(福)明徳会 牧之原むつみ園	
14	久米村 祐一郎	(株)鹿児島銀行国分支店	

第一次霧島市総合計画のふりかえり

(1) 施策の取組状況

第一次霧島市総合計画は、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念とし、「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて市民とともに様々な取組を進めてきました。

第一次霧島市総合計画（後期基本計画）期間における主要な取組は以下のとおりです。

政策1 快適で魅力あるまちづくり

1-1生活基盤の充実

- ◆ 麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区において土地区画整理事業を実施するとともに、既存の住宅を有効に活用するために、市営住宅の改善等の長寿命化を進めました。また、市民に広く耐震化やアスベスト対策に対する啓発を行い、耐震診断及び工事等に係る費用に対する助成を行うなど、住宅環境の整備に取り組みました。
- ◆ 国分地区から福山地区への旧行政区を越えた配水施設の整備、国分台明寺配水区施設工事の着工や、国道504号の配水管布設替えの実施など、安全で良質な水の安定供給に取り組みました。
- ◆ 霧島市都市計画マスタープランに基づき、隼人駅東地区を第1種住居地域から商業地域に用途変更するなど、適正な土地利用の誘導に取り組みました。
- ◆ 2013（平成25）年4月に施行した霧島市景観条例に基づき、景観へ大きな影響を与える行為について事前届出を義務付けるとともに意識の醸成を図るなど、良好な景観の保全と整備に取り組みました。
- ◆ JR日豊本線と肥薩線の結節駅である隼人駅における同駅東地区土地区画整理事業を着実に実施するとともに、幹線道路の平和通線及び町の下2号線の整備や国分小前景観道路の照明施設の整備など、中心市街地の活性化に取り組みました。
- ◆ 上小川地区コミュニティ広場をはじめ、市民が身近に利用できる公園を整備するとともに、既存の公園施設の定期的な遊具点検を行うことで、公園利用者の安全確保に努めるなど、公園、広場等の整備に取り組みました。

1-2交通体系の充実

- ◆ 緊急性・地域性を考慮しながら計画的に生活道路の改良補修を行いました。また、国分川内地区の交通渋滞解消と大隅・鹿屋方面から鹿児島空港方面へのアクセスの円滑化を図るために「鎮守尾〜上之原線」の整備を行いました。さらに、県道新町線等の幹線道路のバイパス工事や平和通線などのアクセス道路の整備をはじめ、2010（平成22）年から事業を進めていた隼人町住吉と国分福島を結ぶ「しらすぎ橋」を新設するなど、道路ネットワークの構築及び道路施設の保全に取り組みました。
- ◆ 県や関係機関との連携により、鹿児島空港発着の路線・便数・利用者数の増加が図られたほか、誰もが安心して鉄道駅を利用できるよう、JR国分駅のバリアフリー化に係る支援を実施するなど、鉄道及び航空の路線確保に取り組みました。
- ◆ 住民座談会の開催を通じた市民の移動ニーズ等を踏まえ、溝辺地区と隼人駅を結ぶふれあいバス路線の新設、霧島地域及び福山地域へのデマンド交通の導入など、バス輸送等の確保に取り組みました。

1-3地域情報化の推進

- ◆ 通信事業者と連携した基盤整備により、公共施設、住宅地及び主要道路沿いの携帯電話不感地域は概ね解消しました。また、地上デジタル放送難視聴地域に係る環境整備に対する支援により、地デジ受信力カバー率100%を達成するなど、地域情報化基盤の整備に取り組みました。

1-4防災対策の推進

- ◆ 市内全域における防災行政無線のデジタル化や消防救急デジタル無線の整備を実現するとともに、コミュニティ無線と防災行政無線の接続を行った結果、多くの世帯に対し、直接、防災情報を伝えることが可能となりました。また、子ども・乳幼児・女性等に配慮した防災用品を備蓄するなど、防災関連施設の整備に取り組みました。
- ◆ 土砂災害危険箇所の整備を適切に行いました。また、空き家に関する施策を総合的・計画的に展開する体制を構築するとともに、管理不全の状態にある空き家の所有者等に対して指導・勧告を行うなど、災害危険箇所の整備に取り組みました。
- ◆ 防災訓練等を行う自主防災組織に対する支援や出前講座を通じた防災意識の高揚、大学生や女性の消防団への入団を通じた次世代の担い手の育成など、防災関係機関・団体等と連携した体制づくりに取り組みました。
- ◆ 出前講座の開催等を通じて防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進しました。また、救命救急に関する人材育成に資する応急手当普及員講習会を開催するなど、火災予防・救急・救助活動の推進に取り組みました。

- ◆ 防災に対する認識や災害に対する対処能力の向上を目的に、防災出前講座や市総合防災訓練等を実施するとともに、総合防災マップを全戸配布し避難場所等の周知を図るなど、防災知識の普及啓発に取り組みました。
 - ◆ 集中豪雨時の浸水被害の低減を図るとともに、被害を未然に防ぐことを目的に、国分市街地、福島地区及び隼人姫城地区において治水対策に取り組みました。
 - ◆ 災害後においては、被災箇所の早期発見や二次被害の防止に努めるとともに、被災箇所の早期復旧を行うなど、災害復旧対策の推進に取り組みました。
- #### 1-5交通安全・防犯の推進
- ◆ 高齢者運転免許証自主返納メリット制度の利用促進及び高齢者・中学生への夜光反射材の配布並びに交通安全施設の整備など、交通安全の推進に取り組みました。
 - ◆ 防犯意識の高揚を図るため、「霧島市あんしん・あんぜん検定」を実施しました。また、防犯灯や安全灯を整備するとともに、各地域や各団体の防犯パトロール隊の活動により、犯罪の未然防止が図られるなど、防犯活動の推進に取り組みました。
 - ◆ 年々複雑多様化する消費者問題について適切に対応するため、消費生活センター相談窓口の機能充実を図るなど、消費生活の安全性向上に取り組みました。

政策2 自然にやさしいまちづくり

2-1自然環境の保全

- ◆ 下水道認可区域において計画的な整備を行い、供用開始区域の接続人口が大幅に増加しました。また、下水道認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置により、汚水処理人口普及率が上昇するなど、公共用水域の水質保全に取り組みました。
 - ◆ 市民参画による10万本植林プロジェクトの実施により、地域本来の植生による森林づくりを進めました。また、霧島山から全国に広がるとされるキシマツツジをテーマとした「第2回全国キシマツツジサミットin霧島」を本市において開催しました。さらに、除間伐への支援や伐採後の再造林を促すための再造林推進巡視活動や、市有林における民間企業との協定による森林整備活動を実施するなど、森林の保全に取り組みました。
 - ◆ 省エネモデル住宅の見学やエコ診断の開催を通じて、省エネ対策を啓発しました。また、「緑のカーテン普及啓発事業」や出前講座の実施、住宅用太陽光発電や低公害車の導入の促進など、地球温暖化対策の推進に取り組みました。
 - ◆ 環境月間に合わせたパネル展や「再生可能エネルギー工作教室」を県と共同で開催するなど、環境学習の推進に取り組みました。
 - ◆ 2014（平成26）年3月に「霧島市生物多様性推進プラン」を策定し、重点施策の実施に取り組むとともに、出前講座や自然とふれあう学習会の開催などを通じて、生物多様性の保全に取り組みました。
 - ◆ 再生可能エネルギー発電設備の計画段階において、災害防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全に配慮を行い、地域と良好な関係が構築できるよう適切な設置や管理がなされることを促すため、2016（平成28）年6月に霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを策定しました。
 - ◆ 市民共有の財産である水資源の保全を目的として、市、市民等及び水資源採取者が協働し、水資源の適正な利用に向けた取組を推進するため、2017（平成29）年3月に霧島市水資源保全条例を制定しました。
- #### 2-2生活環境の向上
- ◆ 環境美化推進員及び河川環境保全推進員の活動を通じて、環境衛生に関する市民意識の向上を図りました。また、市民、事業者、関係団体等と協力・連携し、環境美化活動を実施するなど、環境衛生の向上に取り組みました。
 - ◆ 河川や道路などの美化活動に積極的に取り組む団体をアダプト制度で支援するとともに、環境保全協会と連携し、地区自治公民館や自治会を支援するなど、地域美化活動の促進に取り組みました。
 - ◆ 2015（平成27）年10月から悪臭防止法に基づく規制地域を市内全域とし、臭気指数規制を導入しました。



2-3循環型社会の形成

- ◆ 冊子版のごみ分別辞典「霧島市ごみガイドブック」を全戸配布するとともに、小型家電及び古着等のリサイクルを開始しました。また、県内の市としては初めて、スマートフォン用の「ごみ分別促進アプリ『さんあーる』」の無料配信を開始するなど、リサイクルの推進に取り組みました。
- ◆ 一般廃棄物処理計画の設置基準を適正に運用し、可能な限り既存のごみ収集所の利用を促進することにより、ごみ収集所の新設及び収集運搬コストの抑制を図りました。また、各事業者に対する啓発などを通じて、廃棄物の適正処理の推進に取り組みました。
- ◆ 啓発看板や監視カメラの設置、環境パトロールなどを通じて不法投棄の防止に取り組みました。
- ◆ 周辺住民及び関係者の理解により、福山地区に一般廃棄物管理型最終処分場を建設し、これまで県外処分に対応していた本市の一般廃棄物の最終処理を独自で適正に完結処理する体制を構築しました。また、各一般廃棄物処理施設については、指定管理者及び運転委託業者と常に緊密な協議を行うなど、適切な運転管理に努めました。

政策3 活力ある産業のまちづくり

3-1農林水産業の振興

- ◆ 機械・施設等の整備や森林施業の推進など、積極的に農林水産業の経営体質の強化に取り組みました。また、2017（平成29）年9月に宮城県仙台市で開催された第11回全国和牛能力共進会において、鹿児島県が日本一（総合優勝）に輝きました。さらに、「作り育てる漁業」を目指し、放流等により水産資源の増殖を支援し、アサリやイワガキ養殖の着業化に向けた取組を展開しました。
- ◆ 霧島西部地区（溝辺・隼人）において圃場整備を実施しました。また、日本林道協会が主催する平成25年度治山・林道コンクールの林道維持管理部門において、隼人地区の林道「山城妙見線」の日頃の維持管理等が高く評価され、林野庁長官賞を受賞しました。さらに、産卵礁の設置を継続して行うなど、生産基盤の整備に取り組みました。
- ◆ 農地中間管理事業等の推進により、担い手への農地集積や集落営農の推進に取り組みました。
- ◆ 関係機関と連携し、就農相談に対応するとともに、就農予定者に対する就農計画等の作成支援や青年就農給付金の給付などを通じて、農林水産業の新規就労の支援に取り組みました。
- ◆ 物産館における消費者交流イベント等において地元産品のPRを行うことにより、地場産品の消費拡大を図るなど、地産地消の推進に取り組みました。
- ◆ 茶葉振興会などの関係機関と連携し、「霧島茶」製造の技術向上を図りました。また、鹿児島空港へのPR看板の設置、かごしま百円茶屋の開催などを通じ、霧島茶のブランド化の推進に取り組みました。

3-2商工業の振興

- ◆ 商工会議所・商工会への活動支援により、商工業者に対する専門的な経営指導・経営支援に取り組みました。
- ◆ 空き店舗等を利用した創業予定者に対し支援を行うことで、新規創業者の負担軽減を図るとともに、賑わい創出に取り組みました。
- ◆ 各種展示会・商談会への出席・参加に係る負担軽減を図ることで、新たな市場・販路開拓を支援しました。また、利子補給補助やセーフティネット保証制度の認定を行うとともに、プレミアム商品券発行事業や住宅リフォーム支援事業の実施など、商工業者に対する経営支援に取り組みました。
- ◆ 街路灯のLED化や商店街独自のイベント等に対し支援を行うなど、買い物のしやすい環境整備に取り組みました。
- ◆ 「霧島市農業創生大学プロジェクト」により、第一工業大学の植物バイオマスコースの設立を支援し、同コースの研究施設を活用した人材育成や新商品の開発を進めました。また、市、あいら農業協同組合、都築教育学園との産官学連携協定を締結し、新たな特産品や新商品の共同開発を行うなど、霧島産物・技術を活かした製品開発に取り組みました。
- ◆ 2015（平成27）年度に、「霧島市中小零細企業振興条例」を制定し、同条例に基づき、中小零細企業に関する評価・検討を行う中小零細企業振興会議を設置・開催するとともに、具体的な中小零細企業の振興策を含め、商工業者に対する経営支援に取り組みました。

3-3観光業の振興

- ◆ 官民一体で組織する「いざ霧島キャンペーン実行委員会」での誘客事業や、霧島温泉大使「アヒル隊長」を活用したPR活動を行い、市の知名度向上と誘客促進を図るなど、観光客誘致宣伝活動に取り組みました。
- ◆ 自然や景勝地を活かした展望所や遊歩道、公園整備を行うとともに、特産品協会や地元関係者による新たな観光素材の開発、特産品を活用した誘客活動を展開しました。また、2017（平成29）年4月に関平鉱泉所と同敷地内の特産品販売所をグランドオープンするなど、地域の特色を活かした観光資源の開発に取り組みました。
- ◆ 霧島産品のブランド化や開発を推進するための新たな取組として、産官学連携による「霧島ガストロノミー推進協議会」が設立され、市内の様々な関係機関や関係者が一体となり付加価値の向上や販路拡大などに向けた取組が開始されるなど、地域の特色を活かし

た観光資源の開発に取り組みました。

- ◆ 地方創生交付金を活用した宿泊施設や観光施設等のバリアフリー化に取り組んだことにより、観光客の受入体制の充実に取り組みました。
- ◆ トップセールス時や受入れ時のおもてなし等を通じて、現地キーパーソンとの交流及び関係強化を図るとともに、公衆無線LANの整備や多言語表記案内板の設置等、外国人観光客受入環境の整備を行うなど、海外からの観光客の誘致に取り組む

3-4雇用の促進

- ◆ ハローワーク国分と連携し、誘致企業に対し「霧島ゆうあい人材バンク登録者」を情報提供し新規就労につなげました。また、霧島市創業支援センターを設置し、創業希望者に対する相談窓口の一元化を図るとともに、2017（平成29）年2月に、高校生を対象とした合同企業説明会を開催するなど、地域の特色を活かした雇用の促進に取り組みました。
- ◆ 本市の地理的に恵まれた立地条件や工場等立地促進補助金等の優遇制度について、パンフレット等を作成して積極的にPR活動を展開し、2013（平成25）年度～2016（平成28）年度において延べ22社と立地協定を締結しました。また、「鹿児島郵便局」が、2017（平成29）年8月に南九州最大級の郵便・物流拠点として、隼人町の小田工業団地に開局するなど、企業の誘致に取り組みました。

政策4 育み磨きあうまちづくり

4-1学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の特性に応じた習熟度別学習を推進するとともに、「きりしま授業づくりガイド」の活用により、各教師同士の学び合いが促進されるなど、学力の向上と個性を育む教育の推進に取り組みました。
- ◆ 各学校において、児童生徒、保護者、教職員、地域と一体となった「あいさつ運動」を展開しました。また、いじめ問題については、いじめ問題対策支援室相談員による面談や学校訪問等を迅速に行うなど、早期発見・早期解決につなげました。さらに、不登校児童生徒については、かけはし相談員が積極的に関わることで登校や学校復帰につなげるなど、豊かな心を育む教育の推進に取り組みしました。
- ◆ 「一校一運動」の推進により、運動をしない児童生徒が減少し、基礎体力の向上につながりました。また、学校給食施設の整備や設備・備品の修繕や買替え等を行い、安全で安心な学校給食施設の実環境改善を進めるなど、健やかな体を育む教育の推進に取り組みしました。
- ◆ 土曜授業等において地域の人材を活用し、地域の特色を活かした様々な教育活動を行いました。また、各学校にジオパークコーナーを設置することにより、霧島ジオパークの理解を深めるとともに、霧島ジオガイドを活用した霧島山に関する学習や出前講座の活用など、特色ある教育活動と開かれた教育づくりの推進に取り組みしました。
- ◆ 市立小・中学校及び高等学校全校舎で耐震化率100%を達成しました。また、体育館等の非構造部材の耐震化を年次的に実施するとともに、遠距離通学費補助金や就学援助費補助金等により必要な支援を行うなど、教育環境の整備に取り組みました。
- ◆ 各小学校において幼少連携のための情報交換会を開催し、その協議内容を幼稚園教育の教育課程に反映させるなど、幼稚園教育の推進に取り組みました。
- ◆ 進学・就職先の開拓やハローワーク国分との連携強化により、4年連続（2013（平成25）年度～2016（平成28）年度）で進学・就職率100%を達成しました。また、年次的に校舎や廊下・昇降口棟の改築を行うとともに、屋内運動場の新築工事に着手するなど、魅力ある高等学校教育の推進に取り組みました。

4-2青少年の健全育成

- ◆ 将来や夢に希望を持ち、その目標の実現に向かって努力する青少年を育成することを目的に、小学校新1年生と小・中学生・高校生の市外からの転入者に対し、「きりしまっ子立志10年カレンダー」を配布しました。また、英語や異文化に対する興味・関心を高め、英語によるコミュニケーション能力を養うことを目的に「イングリッシュ・サマースクール」を開催するなど、体験と立志を支援する環境づくりに取り組みました。
- ◆ 市立青少年育成センターや市補導員・各校区青少年健全育成連絡会等と連携し、街頭補導や交通安全指導、教育相談、あいさつ運動を行うなど、地域全体で子どもを見守り育む環境づくりに取り組みました。

4-3スポーツの振興

- ◆ チャレンジデーへの参加や霧島スポーツまつりの開催などを通じて、市民の誰もが参加できるスポーツ活動の推進に取り組みました。
- ◆ 2020年の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催にあたり、国分運動公園陸上競技場メインスタンドの大規模改修やハンドボール会場体育館の照明施設のLED化に着手しました。また、社会体育施設の老朽化対策や設備の改修・整備により、利用者の利便性向上が図られるなど、スポーツ環境の整備に取り組みました。

- ◆ 市民が継続的にスポーツを行えるよう、総合型地域スポーツクラブ、各競技団体、各地区地域スポーツ祭の活動を支援するなど、スポーツ団体の育成に取り組みました。

4-4文化の振興

- ◆ 「第30回国民文化祭・かごしま2015」において、市内で8つの事業を開催し、市民に美術展への参加やミュージカル・音楽・伝統芸能などの舞台芸術を直接鑑賞する機会を提供するなど、芸術文化活動のきっかけづくりに取り組みました。
- ◆ 郷土芸能保存会の相互連携を図ることを目的に「霧島市民芸保存会連絡協議会」を設立するとともに、郷土芸能を周知するため、活動チラシの作成等を通じ保存団体の活動を紹介するなど、文化関係団体の育成に取り組みました。
- ◆ 各種調査により、大隅正八幡宮境内及び社家跡が国指定史跡となり、今後の保存・管理について計画書を作成しました。また、貴重な文化財を後世に遺すため、建造物の修復や天然記念物（樹木）を年次的に養生するなど、文化財の保存・整備に取り組みました。
- ◆ 大隅国建国1300年記念や天降川筋直し350年、宮内原用水完成300年に合わせ各種イベント、きりしま歴史散歩や文化財少年団活動、郷土館における企画展の開催、ふるさとの歴史に関する出前講座などを通じ、文化財の活用に取り組みました。

4-5学習機会の充実

- ◆ 一部の公民館トイレを洋式化するなど、施設・設備の適切な維持管理に努めました。また、図書館システムの更新により、自宅からインターネットを利用して本の利用延長ができるようになるなど、学習環境の充実に取り組みました。
- ◆ 市民の学習ニーズを踏まえ、土・日に開設する定期講座を増やし、短期講座においては、エクササイズ等の若年者向けの講座等を実施しました。また、メディアセンター講座においては、生活課題や時代の流れに対応した内容を取り入れ、コースごとにスマホ・タブレット講座を開催するなど、学習活動の推進に取り組みました。

政策5 たすけあい支え合うまちづくり

5-1医療体制の充実

- ◆ 始良地区医師会、消防局、保健所等で構成する「始良地域救急医療連絡協議会」等との連携により、初期救急（一次）医療、二次医療体制の強化を図りました。また、市立医師会医療センターに常勤の小児科医師2名が着任されたことにより小児科診療を再開し、さらに、緩和ケア病棟の開設や感染症専用外来、エコー・心電図室、研修医室等を備えた新たな施設が完成するなど、医療体制の整備に取り組みました。
- ◆ 市民が日頃から安心して相談し、適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医を決めるなどの市民意識の向上に取り組みました。
- ◆ 医療費の適正化を図るため、看護師による多重受診者（重複・頻回など）への生活指導の実施、医療費の通知、ジェネリック薬品と先発医薬品との差額の通知などを行いました。また、特定健康診査・保健指導、人間ドックの受診率を向上させるため、保健師の訪問や電話等により受診勧奨を行うなど、保険制度の適切な運営に取り組みました。

5-2こころと身体の健康づくりの推進

- ◆ 市民健康講座、出前講座等を通じて、市民の健康意識の向上に取り組みました。
- ◆ 疾病の早期発見を目的とした各種健（検）診を実施し、メタボリック症候群の予防等の保健指導を実施しました。また、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自殺予防対策講演会やこころの健康相談を実施するなど、こころと身体の健康管理の実践・支援に取り組みました。
- ◆ 市民参画による健康づくりを推進するため、健康づくり活動を行う健康運動普及推進員や食生活改善推進員の活動を支援しました。また、2014（平成26）年度からは、健康生きがいづくり推進モデル事業を終了した地区が、地域の目標に沿った取組ができるよう「地域健康生きがいづくり事業」を開始するなど、健康づくり活動がしやすい社会環境づくりに取り組みました。
- ◆ 食生活改善推進員の活動や食の文化祭、健康福祉まつりの開催を通じ、食育の推進に取り組みました。

5-3地域における福祉の推進

- ◆ 生活保護による支援が必要と思われる相談者に対しては、助言・指導等を行いながら、適切に生活保護を実施しました。また、生活保護申請に至らない生活困窮者に対しては、専任の支援員を中心とした就労への支援や関係機関への情報提供等を行うなど、生活困窮者への支援に取り組みました。
- ◆ 民生委員、在宅福祉アドバイザーをはじめとする市民相互の支え合い・助け合いを推進するとともに、地域の見守りネットワークの強化や福祉活動者、活動団体への支援を行いました。また、高齢者・障がい者の方々を保護・支援するための成年後見制度を更に推進するため、2017（平成29）年4月に、霧島市社会福祉協議会内に「成年後見センター」を開設するなど、地域住民による支え合いに資する取組を行いました。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、始良地区医師会と医療と介護の連携に向けた事業を実施したほか、認知症施策の実施、地域ケア会議の推進へ向けた協議など、高齢者の自立支援サービスの充実に取り組みました。

5-4子育て環境の充実

- ◆ 2014（平成26）年4月から、霧島市こどもセンターで土日の子育てサロンを始め、子育てサロンのなかった牧園地区で支援を開始するなど、地域における子育て支援に取り組みました。
- ◆ 母子健診後の個別相談を増やすなど相談体制の充実に取り組みました。また、不妊に悩む夫婦への精神的・経済的負担を軽減するため、2016（平成28）年度から男性不妊治療を助成対象へ追加するなど、母子保健の充実に取り組みました。
- ◆ 増加する保育需要へ対応するため、年次的に保育所等の施設整備を行うなど保育環境の充実を図りました。また、2015（平成27）年度からは一時預かり事業（幼稚園型）を新たに開始し、2016（平成28）年度からは病児・病後児保育の拡充を行うなど、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みました。
- ◆ 乳幼児医療費助成事業を子ども医療費助成事業に改め、2013（平成25）年10月診療分から、対象を就学前から中学生までに拡充しました。また、2014（平成26）年4月診療分からは、非課税世帯の小・中学生にかかる2,000円の自己負担を廃止し全額助成を行うなど、子どもの健やかな成長のための負担軽減に取り組みました。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会のもとに設置されている実務者会議及び個別ケース検討会を実施し、関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見と適切な保護に努めました。

政策6 共生・協働のまちづくり

6-1市民参加によるまちづくりの推進

- ◆ 市民団体が自ら企画・実施する公益的な活動への支援を行うことにより、まちづくりに関する意識の醸成に取り組みました。
- ◆ 地区自治公民館、自治会の活動を支援するため、市内89全ての地区自治公民館に地域まちづくりサポーターを配置するとともに、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進するなど、まちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組みました。
- ◆ 東京、大阪、名古屋の地下鉄車内広告、移住セミナーの開催等、積極的なPR活動を行った結果、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度の間に、126世帯349人の方が移住定住補助制度を活用して本市へ移住しました。

6-2国際・国内交流の推進

- ◆ 国外においては、上海市嘉定区、韓国釜山広域市、中国陝西省耀州区及び湖南省瀏陽市への訪問、国内においては、2016（平成28）年度の岐阜県海津市・長崎県雲仙市との姉妹都市盟約10周年記念式典の開催等を通じ、市民レベルの相互交流を図りました。また、中・高校生が、韓国・釜山広域市ベヨン初等学校やマレーシア・マラッカ市セントフランシス学院の学生たちと相互交流を行うなど、国際・国内交流の推進に取り組みました。
- ◆ 霧島市国際交流協会や日韓親善子供大使友好の翼実行委員会への支援を通じ、交流のための民間組織・人材の育成、充実に取り組みました。

6-3人権の尊重

- ◆ “生命の尊さ”、“大切さ”を実感する契機として、「じんけんフェスタ」を市内各地区で開催し、4年間（2013（平成25）年度～2016（平成28）年度）で2千人以上が参加しました。また、子どもたちの人権尊重精神の涵養を図るために、「人権の花運動」を実施するなど、人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発に取り組みました。
- ◆ 複雑多様な人権問題に迅速かつ確に対応するために、人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図りました。また、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として、各種イベントの開催や12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて署名・募金活動を実施するなど、人権侵害被害者の救済に取り組みました。

6-4男女共同参画の推進

- ◆ 「女性のための無料相談」を毎月開催するとともに、民生委員や児童委員、教職員を対象にした「相談員スキルアップ講座」の開催を通じ、相談員の資質向上に努めるなど、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に取り組みました。
- ◆ 「男女共同参画基礎講座」、「男女共同参画地区別セミナー」の開催等を通じ、男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革に取り組みました。
- ◆ 附属機関等の委員の選任に当たっては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進規程」の適正な運用により、政策・方針決定過程への女性の参画の促進に取り組みました。

政策7 新たな行政経営によるまちづくり

7-1健全な財政運営の推進

- ◆ 納期内納付を促進するため、納税者が納税しやすい環境の整備や「納税お知らせセンター」を設置することで新規滞納の発生防止に努め、また、文書による催告、訪問徴収、休日納税相談などを行いながら、差押えなどの滞納処分を引き続き強化するなど積極的に歳入の確保に取り組み、市税の徴収率は7年連続で前年度を上回りました。



- ◆ 将来にわたって健全財政の堅持と適切な公共サービスの提供を両立していくために、2015（平成27）年3月に、公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「霧島市公共施設管理計画」を策定しました。また、「霧島市公金の保管及び運用に関する基準」に基づく資金管理計画の下、決済資金の確保に努めながら歳計現金の効率的な運用に努めるなど、市有財産の適正管理と有効活用に取り組みました。
- ◆ 市債残高に関しては、借入額を償還元金より抑制したことにより、2012（平成24）年度末の671億円に対して2016（平成28）年度末は605億円となり、66億円の縮減が図られました。また、基金残高に関しては、毎年度の決算剰余金の一部を財政調整基金等に積立てるとともに、将来の財政需要に備えて減債基金や特定建設事業基金を積み増したことから、年度間の財源調整に活用可能な3基金残高は2012（平成24）年度末の116億円に対して2016（平成28）年度末は166億円となり、50億円の積み増しが図られました。
社会保障関係経費の増大により予算規模は大きくなっていますが、一方で、予算の執行基準の更なる適正化に努めるとともに、市債残高の縮減や職員数の削減により経常的経費の削減に取り組んできたことから、2013（平成25）年度当初予算の収支不足額21億が2017（平成29）年度当初予算では16億円まで改善され、歳入に見合った予算編成の実現へ向け着実に前進しました。

7-2信頼される行政経営の推進

- ◆ 「事務事業振り返りシート」の説明会や点検会を開催した結果、職員の行政評価に関する理解が深まりました。また、新設した都市公園や霧島市南部し尿処理場において指定管理者制度を導入したほか、4保育園及び1養護老人ホームの民営化を実施するなど、市の担うべき役割の重点化に取り組みました。
- ◆ 定員適正化計画による職員数の削減を図るとともに、組織機構再編計画に基づいた組織機構の検討を行いました。また、市民サービスの更なる向上を目指し、2013（平成25）年12月に横川総合支所を建替え、2017（平成29）年4月に本庁舎別館を建設するなど、効果的で効率的な組織・機構、業務の構築に取り組みました。
- ◆ メンタルヘルスチェックを実施し、シニア産業カウンセラーによる面談等を行うなど心身の病気を水際で予防できるよう、健康面の相談がしやすい職場環境を構築しました。また、人事評価制度における業績評価を本格実施し、能力評価及び業績評価の結果を振り返りながら、日々のOJTを行うなど、人材育成の推進に取り組みました。

7-3市民と行政による情報の相互活用

- ◆ スマートフォンやタブレットに対応するため、市ホームページのリニューアルを行い、市ホームページに掲載するお知らせを中心に、ツイッターやフェイスブックによる情報発信を開始しました。また、コミュニティFMである「FMぎりしま」が2013（平成25）年6月に開局し、市民に必要な行政情報を放送しました。さらに、「くらしの便利帳」を全戸配布するなど、行政情報の提供に取り組みました。
- ◆ 市長とランチで語りもんそ会、市長とふれあいトークングをはじめ、ご意見箱、電子メール及び電話などで、延べ5,300人以上の市民から意見を聴取するなど、市民意見の活用に取り組みました。

7-4開かれた議会運営の推進

- ◆ 議会広報誌「市議会だより」の発行や議会報告会「議員と語ろかい」の開催を通じ、議会に関する情報提供の充実に取り組みました。
- ◆ 議会運営や議員活動に必要な情報収集等を行うとともに、議員を対象とした研修会等の開催を通じ、議会運営への支援に取り組みました。

広域行政の推進

- ◆ 環霧島会議については、霧島山を中心とした火山防災体制の充実を図るとともに、広域観光の推進、有害鳥獣対策、自然環境の保護など、共有する自然の保護や活用、共通する課題の解決に向け、広域的な相互連携に取り組みました。
- ◆ 錦江湾奥会議については、桜島大噴火の際の防災対策及び災害時の相互協力体制の確立や構成市のそれぞれの歴史を探访する観光ツアーをはじめとする湾奥地域の魅力の発信、自然環境の保全等の取組など、情報の共有や広域的な相互連携に取り組みました。
- ◆ 霧島ジオパークについては、「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマとして、霧島ジオパーク推進連絡協議会が推進母体となり、官民が一体となってジオパークの仕組みづくりに取り組み、2014（平成26）年12月には、4年に1度の再審査を経て日本ジオパークに再認定されました。また、2015（平成27）年10月に、過去最大規模となった「第6回日本ジオパーク全国大会霧島大会」を本市で開催し、霧島の魅力を全国に向け発信するとともに、課題の解決を図りながら、より充実したジオパークへの取組や世界認定を目指した事業に取り組みました。

(2) 成果指標の達成状況

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標			達成状況
	指標名	2011 (H23) 現状値	2017 (H29) 目標値	2016 (H28) 実績値
1-1 生活基盤の充実	ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	71.2%	71.2%	64.5%
1-2 交通体系の充実	道路ネットワークの満足度（幹線道路）	62.7%	63.3%	63.6%
	道路ネットワークの満足度（生活道路）	67.9%	68.0%	67.1%
	鉄道の利用者	3,868 千人	3,950 千人	3,791 千人
	航空の利用者	4,462 千人	4,550 千人	5,444 千人
	バス（路線・コミュニティ）の利用者	290 千人	290 千人	273 千人
1-3 地域情報化の推進	携帯電話のカバー率	65.6%	68.6%	66.2%
	T V受信カバー率（地デジ）	97.8%	100.0%	100.0%
	インターネットの利用率	46.9%	52.9%	54.3%
1-4 防災対策の推進	防災対策に対する市民の認識度	80.6%	81.1%	86.1%
	災害危険箇所の整備率	31.1%	34.0%	31.4%
	火災の発生件数	67 件	54 件	47 件
	救命率	8.0%	16.0%	10.9%
1-5 交通安全・防犯の推進	交通事故発生件数	1,008 件	730 件	752 件
	刑法犯罪認知件数	872 件	773 件	740 件
	防犯を意識した行動をとっている市民の割合	92.5%	95.0%	89.0%
	犯罪に対して不安を持っている市民の割合	25.6%	20.0%	18.5%
	消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合	95.0%	100.0%	91.7%
2-1 自然環境の保全	環境基準達成率	72.3%	80.3%	74.1%
	自然環境が保全されていると感じている市民の割合	78.6%	80.0%	73.6%
	自然環境の保全活動に取り組んだ市民の割合	12.0%	30.0%	15.1%
	海域の環境基準（COD）達成地点数	4 地点	4 地点	3 地点
2-2 生活環境の向上	生活環境が向上していると感じる市民の割合	36.2%	48.0%	33.3%
	美化活動に参加した市民の割合	65.1%	75.0%	68.2%
2-3 循環型社会の形成	市民一人当りのごみの排出量	923g/ 人日	900g/ 人日	927g/ 人日
	リサイクル率	15.6%	21.0%	17.1%
	リデュースに取り組んでいる市民の割合	60.8%	80.0%	66.5%
	リユースに取り組んでいる市民の割合	68.7%	85.0%	78.5%
3-1 農・林・水産業の振興	生産額（農業）	5,957 百万円	6,000 百万円	6,505 百万円
	生産額（林業）	924 百万円	930 百万円	650 百万円
	生産額（水産業）	120 百万円	180 百万円	144 百万円
	豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合	25.0%	30.0%	21.6%
3-2 商工業の振興	廃業件数（商工会議所・商工会）	54 件	40 件	46 件
3-2 商工業の振興	新規加入事業者数（商工会議所・商工会）	95 事業所	110 事業所	116 事業所
	豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合	20.3%	28.0%	28.6%
3-3 観光業の振興	観光客数（宿泊+日帰り）	6,733 千人	8,280 千人	7,568 千人
	観光客数 × 観光客 1 人当りの消費額	50,228 百万円	58,000 百万円	54,320 百万円
3-4 雇用の促進	就職決定率	39.5%	40.0%	48.5%
	誘致企業の雇用者数	10,860 人	12,000 人	10,144 人
	現在操業している誘致企業数（累計）	84 社	100 社	89 社



施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標			達成状況
	指標名	2011 (H23) 現状値	2017 (H29) 目標値	2016 (H28) 実績値
4-1 学校教育の充実	鹿児島学習定着度調査の県平均通過率に対する本市平均通過率の割合（市立小5）	101.2%	103.0%	96.9%
	同上（市立中1）	98.0%	100.0%	100.7%
	同上（市立中2）	97.7%	100.0%	98.5%
	児童生徒のあいさつや、交通ルールを守るマナーが良くなっていると思う市民の割合	54.0%	64.0%	56.9%
	体力テスト（小5・中2）の県平均値に対する本市の平均値の割合	99.2%	102.0%	100.2%
	進路について真剣に考え、模試や資格取得等に積極的に取り組んでいる生徒の割合	85.3%	88.0%	89.0%
4-2 青少年の健全育成	学校外活動を行う青少年団体に加入している児童生徒の割合	53.5%	53.5%	43.9%
	中学2年生のうち、社会のルールやマナーを守っていると回答した生徒の割合	75.5% (H21)	80.5%	96.8%
	青少年が他人に迷惑をかけるという行動が、以前に比べて減ったと考える市民の割合	16.0%	21.0%	23.1%
4-3 スポーツの振興	スポーツに親しんでいる市民の割合	61.9%	66.0%	65.0%
	市内体育施設の年間利用者数	853,278人	863,000人	921,538人
	中学生の部活動（運動系）加入率	69.5%	70.0%	62.9%
4-4 文化の振興	芸術・文化に親しんでいる市民の割合	53.2%	56.5%	58.8%
	過去一年間の各種芸術文化事業の実践者及び鑑賞者の人数	94,776人	96,500人	101,255人
	文化財に親しんでいる市民の割合	77.3%	78.0%	75.3%
	過去一年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	12,012人	13,000人	10,838人
4-5 学習機会の充実	学習している市民の割合	54.8%	58.0%	53.3%
	国分、隼人図書館、各公民館図書室及びメディアセンターの年間利用者数	310,484人	316,000人	264,314人
	各種講座の応募者数	5,766人	5,950人	4,865人
5-1 医療体制の充実	救急搬送された人のうち市外に搬送された割合	15.6%	17.0%	14.7%
	医師数（診療所を含む）※人口10万人当たり	153.7人	171.5人	168.2人
	病棟の病床数 ※人口10万人当たり	1,916.3床	1,910.0床	1,866.1床
	診療所の病床数 ※人口10万人当たり	400.0床	408.0床	391.4床
	病院数 ※人口10万人当たり	12.6箇所	12.4箇所	12.1箇所
5-2 こころと身体の健康づくりの推進	心身共に健康であると感じている市民の割合	66.9%	74.3%	68.3%
	日頃から何か健康管理を行っている市民の割合	91.5%	93.6%	88.1%
5-3 地域における福祉の推進	必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口1,000人当たりの生活保護受給者数）	12.3人/千人	15.2人/千人	14.0人/千人
	住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者・要支援者）	65.8%	68.0%	75.4%
	同上（障がい者）	96.8%	97.1%	96.3%
	同上（高齢者）	91.0%	94.0%	87.2%
5-4 子育て環境の充実	子育てに不安感や負担感を持っている世帯の割合	59.3%	59.3%	51.2%
	子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合	63.7%	69.7%	58.2%
	出生率	10.2人/千人	10.4人/千人	9.0人/千人
6-1 市民参加によるまちづくりの推進	まちづくり活動に参加している市民の割合	51.1%	62.0%	52.4%
	自治会加入率	67.9%	70.0%	60.7%
6-1 市民参加によるまちづくりの推進	ボランティアセンターのボランティア登録会員数	5,882人	6,200人	6,173人
	移住者数	122人	100人	178人
6-2 国際・国内交流の推進	国際・国内交流活動を知っている市民の割合	59.5%	65.0%	55.6%
	交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合	62.7%	68.0%	64.4%
	交流事業等に参加した延べ人数	154人	176人	172人

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標			達成状況
	指標名	2011 (H23) 現状値	2017 (H29) 目標値	2016 (H28) 実績値
6-3 人権の尊重	人権侵害を受けた市民の割合	7.2%	7.0%	4.8%
	人権侵犯事件数	78件	70件	38件
6-4 男女共同参画の推進	DVまたはセクハラ・ハラスメントを受けた市民の割合	8.2%	6.6%	6.3%
	社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	29.7%	38.8%	24.2%
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	37.6%	36.0%	27.4%
	方針決定過程に参画している女性の割合	22.1%	26.5%	19.9%
7-1 健全な財政運営の推進	一般財源の歳入額と歳出額の差	△21億円 (H25)	△9億円	△16億円 (H29)
	起債（地方債）残高	682億円	603億円	605億円
	基金残高(財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計)	118億円	54億円	166億円
7-2 信頼される行政経営の推進	定員適正化計画に基づく職員の減員数※累計	189人	287人	296人 (H29)
	組織の数	13部局 / 86課 / 221グループ等	11部局 / 70課 / 180グループ等	11部局 / 84課 / 199グループ等(H29)
	行政（市）に対する市民の信頼度	51.9%	66.0%	56.7%
7-3 市民と行政による情報の相互活用	市民に必要な情報が提供されていると思う市民の割合	63.5%	73.5%	67.4%
	市民の意見や実態が市政に反映されていると認識している市民の割合	32.8%	42.8%	30.5%
7-4 開かれた議会運営の推進	議会に関心を持っている市民の割合	56.7%	70.0%	83.4%